

第7章

街づくり

誰もが安全で快適に暮らせる 自然と調和した街づくりを進めます

第7章 第1節

土地利用

住みよい街として選ばれる土地利用を図ります

711 合理的な土地利用を推進します

712 所沢らしい景観まちづくりを進めます

713 基地返還と跡地利用を促進します

第7章 第2節

市街地整備

安全で魅力ある街づくりを進めます

721 市街地開発事業等を推進します

722 市街地整備の適正な誘導を行います

第7章 第3節

道路

すべての市民が安全・快適に利用できる道路づくりを進めます

731 道路計画の推進を図ります

732 幹線道路の建設を進めます

733 生活道路の整備を進めます

734 歩行者・自転車環境の
整備を進めます

735 道路環境の整備に取り組みます

第7章 第4節

交通

適正な交通機能の確保や歩いて暮らせる交通環境づくりを進めます

741 交通体系全般についての検討を進めます

742 誰もが安全で快適な交通環境をめざし、
交通施設の整備を進めます

743 鉄道・バスなどの
公共交通の充実を図ります

第7章 第5節

上水道

安全で良質の水を安定して供給するとともに 災害に強い水道づくりを進めます

751 水資源の確保と有効利用を図ります

752 安全な水の安定供給を行います

第7章 第6節

下水道

生活環境の改善と水環境の保全に寄与する下水道を進めます

761 経営の効率化を図ります

762 計画区域の整備を進めます

763 維持管理の充実を図ります

第7章 第7節

住宅・住環境

安心・安全で環境に配慮した住環境づくりを進めます

771 安心・安全で良好な住宅・住環境整備を進めます

772 適正な公営住宅運営を行います

773 住宅相談・支援の充実を図り、
総合的な住宅施策の構築を推進します

今後、4年間に重点的に取り組む事業

※事業費は4年間の概算予算額で、財政状況等により変動する場合があります。

事業名	事業概要	事業費
所沢駅西口地区まちづくり事業 (中心市街地整備課) 第2節「市街地整備」	西武鉄道所沢車輛工場跡地を中心とした所沢駅西口地区の計画的な土地利用を図るため、都市基盤と住環境の整備・改善を行い、本市の表玄関にふさわしい街づくりを進めます。	百万円 0.2
	事業期間 平成13(2001)年度～(継続事業)	
北秋津・上安松地区まちづくり事業 (都市整備課) 第2節「市街地整備」	所沢駅近接地区にふさわしいまちとして、土地区画整理事業を基本に時代の潮流や立地条件に即した面整備により、本地区に必要な道路をはじめとした都市施設を整備するとともに、防災性や住環境の向上を図り、安心・安全に生活できる街づくりを進めます。	百万円 71
	事業期間 昭和59(1984)年度～平成27(2015)年度(継続事業)	
北野下富線道路築造事業 (計画道路整備課) 第3節「道路」	本市幹線道路網を形成する重要路線として、国道463号バイパス小手指ヶ原交差点から都市計画道路東京狭山線下富駿河台交差点までを整備することにより、市街地に流入する通過車両を抑制し、渋滞の緩和を図ります。	百万円 2,627
	事業期間 平成6(1994)年度～平成28(2016)年度(継続事業)	
地方公営企業法適用事業 (下水道総務課) 第6節「下水道」	下水道事業に地方公営企業法を適用し、企業会計方式への移行により経営状況を明確にし、経営の効率化を図ります。	百万円 26
	事業期間 平成21(2009)年度～平成24(2012)年度(継続事業)	

分野別の主な計画

計画名	計画概要	ページ
所沢市まちづくり基本方針 (都市計画課)	将来の所沢市のあるべき姿やまちづくりの方針を明らかにし、まちづくりに対する市民・事業者の理解を深め、各種事業への協力・参加を図り、市民・事業者と行政が協働でまちづくりを進めるための計画です。	P134～135 第1節「土地利用」
	計画期間 平成9(1997)年度～28(2016)年度の20年	
所沢市ひと・まち・みどりの景観計画 (都市計画課)	所沢らしい良好な景観の形成を図るため、市民・団体、事業者と行政による協働の景観まちづくりを進めるための計画です。	P134～135 第1節「土地利用」
	計画期間 平成23(2011)年度～	
所沢市水道事業長期構想 (水道部総務課)	水道事業の現状と将来の見通しを分析・評価し、長期にわたる水道事業の施策の方向を明らかにするためのものです。	P144～145 第5節「上水道」
	計画期間 平成21(2009)年度～30(2018)年度の10年	

第7章-街づくり
第1節

土地利用

～住みよい街として選ばれる土地利用を図ります～

◆◆ 現況

人口減少・少子高齢社会という時代の大きな転換期を迎え、土地利用においては、拡大型の土地利用から、より良い住環境の整備や保全等の質的な向上が求められています。また、良好な景観や地域の歴史・文化の保全に対する市民ニーズが多種多様化しています。一方、厳しい財政状況からは産業基盤の強化等が求められています。

こうしたことから、本市では都市計画の方向を示す「所沢市まちづくり基本方針」に基づいて、周辺環境との調和に配慮した適正な土地利用を進めています。また、良好な景観の形成をめざした「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画※」の推進や、地区計画などの活用による地域の街づくりに取り組んでいます。

◆◆ これまでの主な取り組み

- 社会経済情勢の変化などを受けての「所沢市街づくり条例※」の一部改正（平成22(2010)年4月）
- 土地利用規制等による調和のとれた街づくりを図るための準工業地域における建築物の高さ規制（平成22(2010)年4月）
- 合理的な土地利用を図るため、小手指駅北口地区における用途地域※等の都市計画を変更（平成19(2007)年8月）
- 地域にふさわしい街づくりを進めるため、地区計画や建築協定の活用

- 市民参加により、本市独自の景観施策を策定
- 米軍所沢通信基地を東西に横断する道路の建設用地の返還に向けた協議

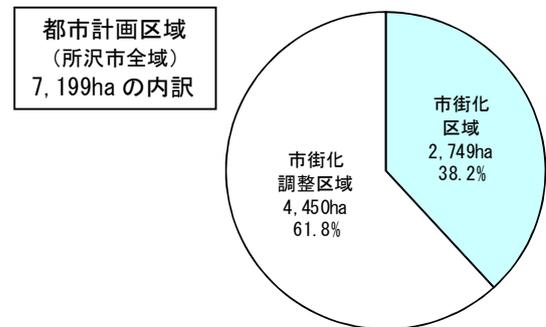
■市庁舎から望む中心市街地



◆◆ 課題の整理

- 都市的土地利用への転換について、自然環境に配慮するとともに地域の特性に応じた街づくりを図ること。
- 地域の特性を活かした街づくりを行うため、地区計画、街づくり条例による市民計画等の活用を推進すること。
- 所沢らしい良好な景観の形成を進めるため、市民・団体、事業者、市による協働の景観まちづくり※を進めること。
- 米軍所沢通信基地については、全面返還により利用構想の実現を図ること。

■市街化区域及び市街化調整区域面積割合
(平成10(1998)年12月25日埼玉県告示)



(資料：都市計画課)

※所沢市ひと・まち・みどりの景観計画…市民・団体、事業者および市の協働により、一層魅力ある所沢らしい良好な景観の形成を進めるための景観法に基づく景観計画。
 ※所沢市街づくり条例…市・市民・事業者による協働の街づくりの実現をめざして、都市計画分野の市民参加による街づくりの推進、開発行為等に関する手続きや基準等を定めた条例。
 ※用途地域…都市計画法に基づき、都市の望ましい市街地の形成を誘導するため、建築物の用途、建ぺい率、容積率などを規制する制度。
 ※景観まちづくり…良好な景観を形成するための活動。

◆◆◆ 基本方針

711 合理的な土地利用を推進します

「所沢市まちづくり基本方針」に基づき、具体的な地域や地区における施策を、市民参加を図りながら進めます。

市街地については、合理的な土地利用を推進するために、都市基盤が整備された地区及び所沢駅周辺の低・未利用地※地区では市街地整備の進捗に合わせ、それぞれの地域の特性に配慮しながら用途地域等の適切な見直しを実施します。

市街化調整区域※の都市的土地利用※への転換については、自然環境に配慮するとともに、地域の特性に応じた線引きの見直しや地区計画などの制度を活用し、適正な土地利用を図るものとします。

《主な取り組み》

- ・土地利用計画の充実
- ・土地利用の適正誘導
- ・土地の高度有効利用の推進

712 所沢らしい景観まちづくりを進めます

所沢らしい良好な景観の形成については、所沢市ひと・まち・みどりの景観条例、所沢市ひと・まち・みどりの景観計画に基づき、市民・団体、事業者、市が協働で取り組むとともに、市民を主体とする景観まちづくりを進めます。

《主な取り組み》

- ・景観まちづくりの推進

■ 荒幡富士の清掃活動



713 基地返還と跡地利用を促進します

米軍所沢通信基地については、全面返還を最終目的とし、引き続き返還運動を進めていくとともに、東西連絡道路や文教通り線拡幅用地の部分返還、さらに、日米共同使用スポーツ広場用地の部分開放についても要望していきます。

《主な取り組み》

- ・基地返還と跡地利用の促進

◆◆◆ 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	年度別目標値			
			H23	H24	H25	H26
都市景観や街並みの満足度	%	H22 55.0	現状値以上			

説明：都市景観や街並みの施策の成果を測る指標です。

現状値は、市民意識調査（H22）の設問で、「都市景観や街並みに満足している」と回答した人の割合です。目標値は、「現状値以上」をめざすものです。

※低・未利用地…長期間に渡り利用されていない「未利用地」（空き地、空き家、耕作放棄地など）と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」（資材置場や青空駐車場など）をいう。
 ※市街化調整区域…無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域及び市街化調整区域に区分している。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域。（都市計画法第7条）
 ※都市的土地利用…住宅地、商業・業務地、工業地、公園・緑地など、自然的土地利用以外の利用をいう。

第7章-街づくり
第2節

市街地整備

～安全で魅力ある街づくりを進めます～

◆◆◆ 現況

高度成長期には、市街地開発事業*等によって良好な都市基盤の整備が進みましたが、その一方では、都市基盤が不十分な地区も多くあり、防災面・交通面などの問題解決が求められています。また、中心市街地では空洞化によって、街の活力の低下が顕著となっています。

本市では土地区画整理事業*等を進め、都市基盤の整備に取り組んでいます。特に中心市街地など利

便性の高い地区では、再開発事業等による住環境の整備改善が進み、活力の創出と防災性の向上が図られてつづいています。また、良好な景観の形成をめざした「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」の推進や、地区計画*などの活用による地域の街づくりに取り組んでいます。

◆◆◆ これまでの主な取り組み

- 住環境及び公共公益施設の整備等、総合的な基盤整備を目的とした、元町北地区第一種市街地再開発事業*が完了（平成22(2010)年3月）
- 所沢駅周辺まちづくりの望ましい将来像の実現に向け、駅周辺の総合的なまちづくり推進の指針となる「所沢駅周辺まちづくり基本構想」を策定（平成21(2009)年6月）
- 住環境の整備及び商業活性化のため、中心市街地における優良建築物等整備事業*の誘導
- 第二上新井特定土地区画整理事業の換地処分（平成21(2009)年9月）
- 計画的な道路や住環境を整備するため、狭山ヶ丘地区における土地区画整理事業の実施
- 広域生活拠点にふさわしい駅周辺の街づくりを進めるため、新所沢駅西口地区地区計画及び駅前広場等の都市計画を変更（平成22(2010)年3月）
- 地域にふさわしい街づくりを進めるため、地区計画や建築協定の活用

◆◆◆ 課題の整理

- 地区の特性に配慮しながら、市街地開発事業等を推進すること。
- 安全で災害に強い市街地の形成に取り組むこと。
- 所沢駅周辺地区において、市民、事業者及び行政の適切な役割分担と協働により、総合的なまちづくりを推進すること。
- 地域住民との協調・協働による、地域の特性や住民意向を踏まえたきめ細かい整備を促進すること。
- 開発行為*や中高層建築物*等の建築等に対し、適正な指導を行うこと。
- 地域の特性を活かした街づくりを行うため、地区計画、街づくり条例による市民計画等の活用を推進すること。

*市街地開発事業…都市計画法に定める開発事業の総称で、一定の広がりのある地域を面的に開発する事業。具体的には、道路、下水道等の都市施設と合わせて、総合的・一体的に整備を行う土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。

*土地区画整理事業…良好なまちづくりのために、土地区画整理法にもとづき、土地の区画形質を整え、道路、公園その他の公共施設の整備改善を行う事業。

*地区計画…都市計画法と建築基準法に基づき、地区住民の理解のもとに、地区の特性にふさわしい良好な都市環境の形成を図るため、建築物の用途や地区施設の配置などを定め、その実現を図る制度。

*第一種市街地再開発事業…都市再開発法に基づく再開発事業の手法の一つで、市街地の都市機能の更新等を目的として行われる。権利変換手続きにより、従前の建物や土地所有者等の権利は再開発ビルの床に関する権利に、原則として等価で変換される。

*優良建築物等整備事業…市街地環境の整備や市街地住宅の供給等を総合的に促進するための制度。土地利用の共同化、高度化等に寄与する建築物等の整備に対し、一定の助成が行われる。

*開発行為…建築物等を建築するために土地の区画形質の変更を行うこと。道路等の新設・付替え及び廃止(区画の変更)、造成工事での土地の形状の変更(形状の変更)、農地・山林などの土地を建築物を建築するための敷地に変更すること(性質の変更)をさす。

*中高層建築物…地上4階以上または建築物の高さが10mを超える建築物。

◆◆◆ 基本方針

721 市街地開発事業等を推進します

所沢駅周辺は市の表玄関として重要な地域であるため、本市の将来を見据え、「所沢駅周辺まちづくり基本構想」に基づき、総合的・計画的な整備を進めるとともに、車輛工場跡地及び所沢駅周辺の低・未利用地地区については、周辺地区との整合性を考慮した市街地の整備計画を策定していくことで、事業化に向けた取り組みを進めます。

また、都市基盤の整備や宅地の利用増進を図る必要がある地区については、土地区画整理事業をはじめとするさまざまな事業手法を活用し、安心・安全に生活できる街づくりを積極的に進めます。

市街地の中でも土地の高度利用^{*}や都市機能の向上、さらには防災機能の強化が望まれる中心市街地などでは、民間活力を導入した市街地再開発事業等により建物の共同化・不燃化を進め、中心商業地の活性化となる環境整備と災害時の避難所として利用できるオープンスペース^{*}の確保を進めていきます。

さらに、老朽化した木造住宅等が密集し、都市基盤がぜい弱な地区では、道路の拡幅整備や空間の確保を図ることで地区の防災性を改善するなど、良好な住環境の創出と安全性の向上に取り組めます。

《主な取り組み》

- ・市街地整備計画の策定
- ・土地区画整理事業の推進
- ・市街地再開発事業等の推進
- ・安全な市街地の形成
- ・所沢駅周辺のまちづくりの推進

■土地区画整理事業により整備された街並み



～第二上新井地区～

～狭山ヶ丘地区・
立体交差道路～



722 市街地整備の適正な誘導を行います

地域の特性を活かした市街地の環境整備に取り組むため、地域住民との協調・協働により地区計画や建築協定等の制度を活用し、街づくりを進めます。

また、事業者に対しては、良好な都市環境の形成及び保全のため、一定の公共施設等の整備について適正な指導を行い、中高層建築物等の建築等に伴う騒音・振動・日照等に対して適正な指導を行います。

《主な取り組み》

- ・地区計画・建築協定等の活用
- ・開発行為・中高層建築物等の適正指導

◆◆◆ 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	年度別目標値				
			H21	H23	H24	H25	H26
地区計画・建築協定の策定地区数	地区	33					36

説明：市街地整備の取り組み状況を示す指標です。

現状値は、平成21年度の地区計画・建築協定の地区数です。目標値は、平成26年度までに36地区をめざすものです。

^{*}高度利用…有効な空地の確保、一定以上の敷地規模の確保などにより良好な市街地環境を形成し、土地を効率的に利用すること。
^{*}オープンスペース…一般的に、都市における公園、広場、緑地など建物に覆われていない空地をいう。空地のうち、建物敷地など私有地でも公共の用に供されているものを公開空地といい、これらも含めてオープンスペースと使うこともある。

第7章-街づくり

第3節

道路

～ すべての市民が安全・快適に利用できる 道路づくりを進めます ～

◆◆◆ 現況

道路は、我々の日常生活、地域経済活動の基盤として、極めて重要な役割を果たしています。このほか、交通の機能以外にも防災や採光、通風、また、上下水道などの都市施設の収容など、さまざまな機能を有しており、計画的に整備する必要があります。

本市では郊外から中心市街地を通過している幹線道路が多いことや、変則的な交差点、鉄道による分

断などがあることから、慢性的な交通渋滞が問題となっています。

また、生活道路においては狭い道路やすみ切りのない道路が多く、交通、防災、日照など住みやすい環境をつくるうえで支障となっています。

◆◆◆ これまでの主な取り組み

- 平成19(2007)年度、重要路線として位置付けている都市計画道路※の「北原安松線」の一部が開通
- 平成21(2009)年度、県施行により都市計画道路「東京狭山線」の一部が開通
- 平成22(2010)年度には、所沢駅西口周辺の交通渋滞の緩和を図るため、重要路線と位置付けている都市計画道路の「所沢村山線」の一部が開通
- 平成15(2003)年度に策定した「所沢市交通バリアフリー基本構想に基づき、歩・車道の段差解消などを計画的に整備
- 狭い道路を整備し、生活環境を改善

■所沢村山線（開通式）



◆◆◆ 課題の整理

- 主要幹線道路や都市計画道路の早期整備を進めること。
- 渋滞交差点の改良や鉄道と道路の立体交差化などにより渋滞を解消すること。
- 狭い道路の拡幅により利便性を向上すること。
- 歩道、自転車道の整備などにより歩行者、自転車利用者の安心・安全を確保すること。
- バリアフリー※に配慮した道路整備を進めること。
- 電線類の地中化、環境にやさしい照明灯の整備を進めること。

※都市計画道路…都市計画法に基づいて決定された都市の根幹をなす基盤施設で、市内39路線、延長88,540mの道路。
※バリアフリー…障害者や高齢者等の社会生活弱者が、社会生活に参加する上で支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くこと、または取り除いた状態。例えば、車道と歩道の段差をなくしたり、階段のかわりに緩やかな坂を作る等。

◆◆◆ 基本方針

731 道路計画の推進を図ります

慢性的な交通渋滞を解消するため、計画的に幹線道路を整備します。

また、これらの幹線道路を取り巻く道路についても体系的に整備を進めます。

《主な取り組み》

- ・ 将来の交通需要に対応した段階的、効果的な整備計画の推進
- ・ 幹線道路及び接続する市道が互いに関連付けられた整備計画の推進

■ 北原安松線



■ 東京狭山線



732 幹線道路の建設を進めます

国や県が主体となって進めている主要幹線道路の建設促進を図ります。また、交通渋滞の解消による二酸化炭素の削減や市内各所への移動時間を短縮するため、市内幹線道路の建設推進に取り組めます。

《主な取り組み》

- ・ 主要幹線道路の早期完成に向けた取り組みの推進
- ・ 市内幹線道路の重点箇所への集中的整備への取り組み

733 生活道路の整備を進めます

市民生活に密着した生活道路の整備は交通の円滑化や住環境の向上に加え、緊急車両の進入路や防災の観点からも極めて重要であるため、狭い道路の拡幅や交差点の改良などを進めます。

《主な取り組み》

- ・ 道路拡幅整備事業、交差点改良事業を計画的、効果的に推進
- ・ 建築行為などに伴う後退用地提供による道路整備

734 歩行者・自転車環境の整備を進めます

歩行者、自転車利用者、障害者、高齢者など、誰もが使いやすい安心・安全な歩道、自転車道などの整備を進めます。

《主な取り組み》

- ・ 早期に整備できるよう、事業の積極的な推進
- ・ バリアフリーに配慮した道路整備

735 道路環境の整備に取り組みます

道路をより快適に使用するため、安全性の確保や環境への配慮などを行いながら、快適性の高い道路整備に取り組みます。

《主な取り組み》

- ・ 道路の維持管理の充実を図る
- ・ 緑化や道路照明など道路機能を高める取り組みの推進
- ・ 橋りょうの維持補修など安全性確保の推進

■ 道路改良現場



(南永井交差点付近)



(琴平橋付近)

◆◆ 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	年度別目標値			
			H22	H23	H24	H25
幹線道路を利用した車での平均移動時間	分	19	→	→	→	18

説明：道路整備の取り組み状況を示す指標です。

現状値は、所沢市役所から幹線道路を利用した東西南北の4出張所*までの平均移動時間（市で実施する計測調査）です。目標値は、現状値から1分の短縮をめざすものです。

※市内幹線道路の建設推進などにより、移動時間の短縮につなげます。

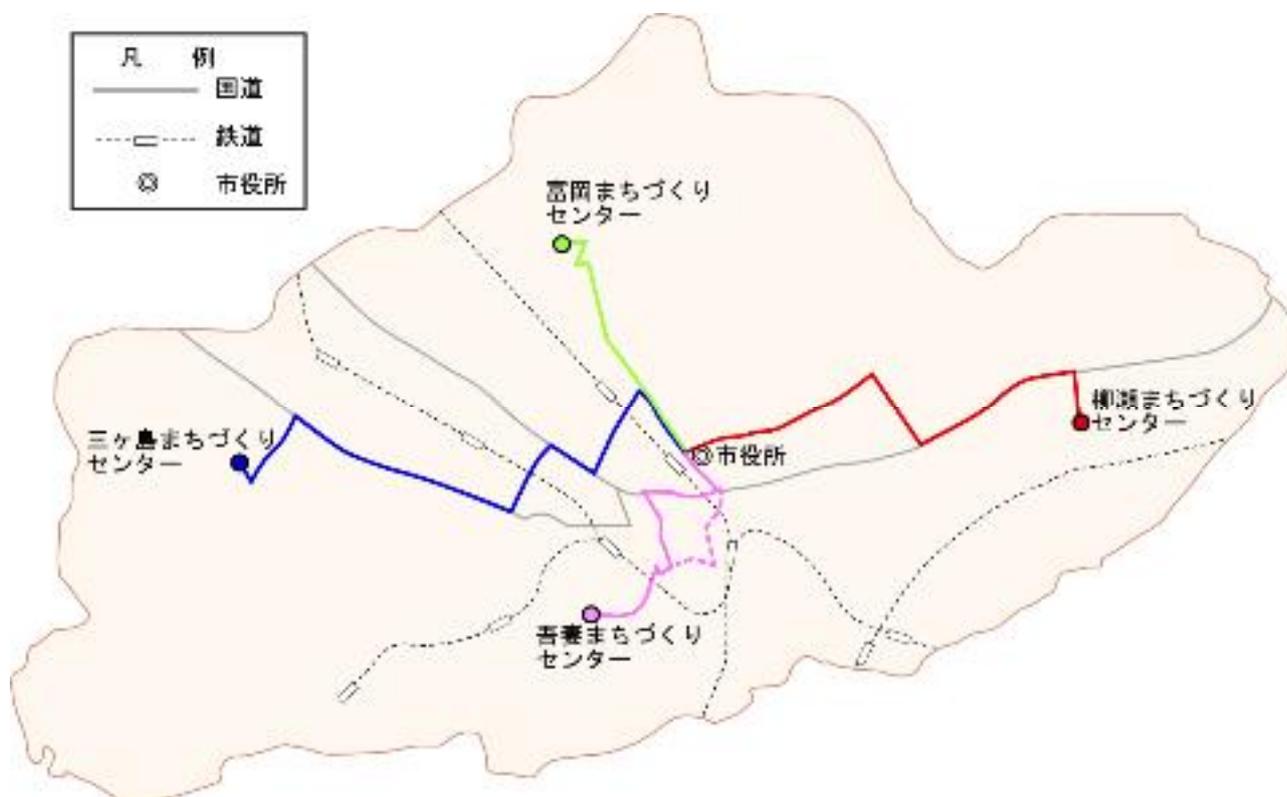
指標名	単位	現状値	年度別目標値			
			H22	H23	H24	H25
規格改良済車道延長	km	520	→	→	→	532

説明：道路整備の取り組み状況を示す指標です。

現状値は、専用自転車歩行者道を除いた市道のうち、舗装され、両側に側溝が整備されているなどの改良済みの道路延長です。目標値は、平成26年度までに532kmをめざすものです。

※出張所…平成23年度から、出張所は「まちづくりセンター」に名称が変わりました。

■指標「幹線道路を利用した車での平均移動時間」の各まちづくりセンターへの計測経路



※新たに整備された幹線道路を利用することにより移動時間が短縮される場合は、経路を変更し、移動時間を計測します。

第7章-街づくり

第4節

交通

～適正な交通機能の確保や

歩いて暮らせる交通環境づくりを進めます～

◆◆◆ 現況

交通は、市民の日常生活や経済活動を支える重要な役割を担い、高齢者をはじめ全ての人が等しく、安全で自由に移動できる交通環境の整備が求められています。

また、エコ・モビリティ*の推進による二酸化炭素の削減、少子高齢化、また団塊の世代*の退職等、といった交通環境を取り巻く社会情勢は日々変化しています。

今後は、安心・安全・便利に加え、人と環境にやさしい交通が望まれます。

本市では、円滑な交通を確保するため、市街地周辺の交通渋滞を緩和する道路網の整備、鉄道と道路の立体交差化、鉄道輸送力の増強の要請、市内循環バス「ところバス」の効率的な運行などを関係機関と協力しながら取り組んでいます。

また、高齢者、身体障害者等が公共交通機関等を安心・安全に移動するための交通バリアフリー施策を進めています。

◆◆◆ これまでの主な取り組み

- 市内中心部への通過車両の排除や流入抑制を考えた道路網の整備
- 交通渋滞の発生する交差点の改良
- 関係機関の協力による通学路の安全点検や、安全な歩行区間を確保する取り組み
- 「所沢市バリアフリー基本構想」に基づく、駅施設や歩道のバリアフリー化
- 「ところバス」の路線を平成21(2009)年9月に見直し、6コース44便から7コース64便に増便
- 誰もが利用しやすい路線バスにするため、ノンステップバスの導入を促進
- 平成18(2006)年度に、下山口駅にエレベーターを設置したことにより、市内のエレベーターが必要な9駅での設置完了
- 平成20(2008)年5月、西武池袋線の線路で分断されていた、若狭地区と東狭山ヶ丘地区が立体交差化により接続
- エコ・モビリティの観点から公共交通機関や自転車利用の促進への取り組み

◆◆◆ 課題の整理

- 都市計画道路等の完成による環状道路網を整備することにより、市街地周辺の渋滞などの問題を解決すること。
- 鉄道と道路の立体交差化や交差点改良、道路の拡幅等により、交通環境を改善すること。
- 高齢者、身体障害者を含め、誰もが公共交通機関を使った移動をしやすくするため、駅周辺の交通施設や道路などのバリアフリー化を推進すること。
- 市民の身近な交通手段として、「ところバス」の改善を図ること。
- 通勤通学時の混雑緩和・都内へのアクセス*の利便性の向上のため、鉄道輸送力の増強を関係機関に要請し推進すること。
- 温室効果ガス*の排出が多い交通運輸部門の対策として、エコ・モビリティを市民・事業者・市の協働により推進すること。
- 西所沢駅西口開設の取り組みを進めること。

*エコ・モビリティ…人の移動について広い視野からあらためて見つめ直し、環境に配慮しつつ、過度の自動車利用から公共交通や自転車などを適切に利用すること。
 *団塊の世代…おおむね昭和22(1947)年から昭和24(1949)年の3年間に生まれた806万人という大きな人口のかたまりをさす。堺屋太一氏の小説「団塊の世代」から広まった言葉。
 *アクセス…交通の便。
 *温室効果ガス…大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出することにより、地球を温める効果を持つ気体の総称。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など。

◆◆◆ 基本方針

741 交通体系全般についての検討を進めます

自動車、鉄道、路線バス、自転車など交通手段の現状を踏まえ、安全かつ円滑で効率的な交通手段を確保するため、それぞれのバランス等を考え、交通体系全般の検討を進めます。

《主な取り組み》

- ・ 交通体系全般についての検討

742 誰もが安全で快適な交通環境をめざし、交通施設の整備を進めます

市全体における交通需要の増加に対応し、交通渋滞解消など、円滑な交通を確保するため、主要幹線道路をはじめとする計画的な道路網の整備を進めます。

また、通学路や生活道路の安全性の確保、駅周辺の自転車駐車の対策、駅施設等の整備など、よりよい交通環境づくりに向け、交通施設の整備に取り組みます。

《主な取り組み》

- ・ 計画的な道路網の整備
- ・ 交通安全施設※の整備
- ・ 駅施設等の整備

■ 駅施設のバリアフリー化



743 鉄道・バスなどの公共輸送の充実を図ります

通勤通学時の混雑緩和、相互乗り入れなどによる都内へのアクセス改善など、利便性の向上のため、鉄道輸送力の充実を事業者へ要請していきます。

また、市民の身近な公共交通機関であるバスについては、路線バスの充実を事業者に要請するとともに、地域の要望に対応した「ところバス」の改善を図ります。

《主な取り組み》

- ・ 都市高速鉄道12号線導入の促進
- ・ 鉄道輸送の充実
- ・ ノンステップバス導入の促進
- ・ 「ところバス」の効率的な運行
- ・ エコ・モビリティの推進



◆◆◆ 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	年度別目標値				
			H23	H24	H25	H26	
ノンステップバスの導入車両数	両	H21	H23	H24	H25	H26	
		58	67	68	70	74	

説明：交通環境への取り組みを示す指標です。

現状値は、平成21年度の市内路線バス（85両）のうちノンステップバスの導入車両数です。目標値は、平成26年度までに74台をめざすものです。

※交通安全施設…交通の安全と円滑、交通公害の防止等をめざして整備するもの。都道府県警察が整備するもの（交通管制センター、交通信号機、交通情報板、道路標識、道路標示など）と、道路管理者が整備するもの（道路照明灯、ガードレール、カーブミラー、道路案内板など）がある。

第7章-街づくり
第5節

上水道

～安全で良質の水を安定して供給するとともに
災害に強い水道づくりを進めます～

◆◆◆ 現況

水道は、市民生活や都市活動を営むうえで欠くことのできない重要なインフラ^{*}施設であり、安心・安全な水の持続的な供給を確保していかなければなりません。

安定して水を供給していくため、今後予想される人口減少時代への対応、施設の老朽化対策、大規模災害への対応強化など、さまざまな課題への着実な取り組みが求められています。

本市の水道事業は、市内全域に管網が整備され、拡張の時代から管理、更新、再構築の時代を迎えています。

水道事業の根幹をなす給水収益が減少傾向にある中で、市民の豊かで快適な日常生活と産業活動を支えると共に、災害に強いライフライン^{*}の構築と安全な水の安定供給のため、計画的な水道施設の更新を進めています。

◆◆◆ これまでの主な取り組み

- 老朽化した配水管等を耐震性のある管へ布設替
- 配水池の耐震診断と耐震補強
- 浄水場場内配管の布設替
- 道路下に埋設されている配水管等の漏水調査
- 深井戸の維持管理
- 漏水が多発する給水管の布設替
- 浄水場非常用発電設備の更新
- 所沢市水道事業長期構想の策定

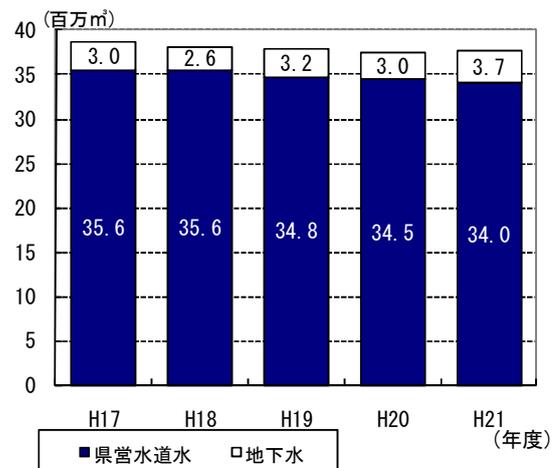
■ 第一浄水場配水池



◆◆◆ 課題の整理

- 老朽化した管については、引き続き計画的に耐震性のある管へ布設替を行うこと。
- 大口径管については、水需要の動向や管網全体を考慮し布設替を行っていくこと。
- 配水池の耐震診断を順次行い、診断結果によっては、配水池の耐震補強を行うこと。
- 配水池の耐震補強と合わせ、各浄水場の老朽化した場内配管の布設替を行うこと。
- 渇水時や災害時に最低限の供給水量を確保するため、自己水源^{*}の維持管理に努めること。
- 増大する更新事業を行っていくため、財源確保に努めること。

■ 年間配水量(県営水道水・地下水)の推移



(資料：水道部)

^{*}インフラ…「インフラストラクチャー」の略。上下水道や道路などの社会基盤のこと。
^{*}ライフライン…水道、電気、ガス、通信などの日常生活に必要な不可欠な諸設備。
^{*}自己水源…河川表流水、ダム水、地下水などで、水道事業者が独自に取水できる水源。当市の自己水源は地下水。

◆◆◆ 基本方針

751 水資源の確保と有効利用を図ります

渇水や災害時にも水を安定して供給できるよう自己水源の確保・保全に取り組みます。

また、水の有効利用を図るため、漏水の早期発見に努めると共に、限りある資源としての水の大切さをPRしていきます。

《主な取り組み》

- ・自己水源の確保
- ・水資源の確保・保全
- ・漏水防止対策の充実

752 安全な水の安定供給を行います

安全な水を供給するため、水源である県営水道水、地下水の水質管理の徹底と情報提供を行っていきます。

また、安定供給のため、計画的な財源確保のもと、配水管や配水池等の耐震化を図り、災害に強い水道づくりを行っていきます。

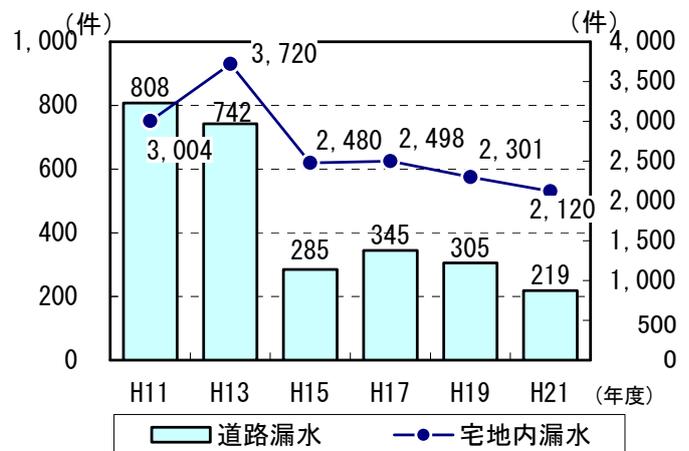
《主な取り組み》

- ・水道施設の整備
- ・維持管理の充実
- ・渇水対策の充実
- ・災害対策の充実

■ 配水管の布設替工事



■ 道路漏水と宅地内漏水件数



(資料：水道部)

◆◆◆ 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	年度別目標値				
			H21	H23	H24	H25	H26
配水池の耐震化率	%	3.3	8.7	14.1	25.0	35.9	

説明：水の安定供給への取り組み状況を示す指標です。

現状値は、耐震対策が終了している配水池容量の割合です。目標値は、耐震化計画により設定した数値です。

第7章-街づくり
第6節

下水道

～生活環境の改善と水環境の保全に

寄与する下水道を進めます～

◆◆◆ 現況

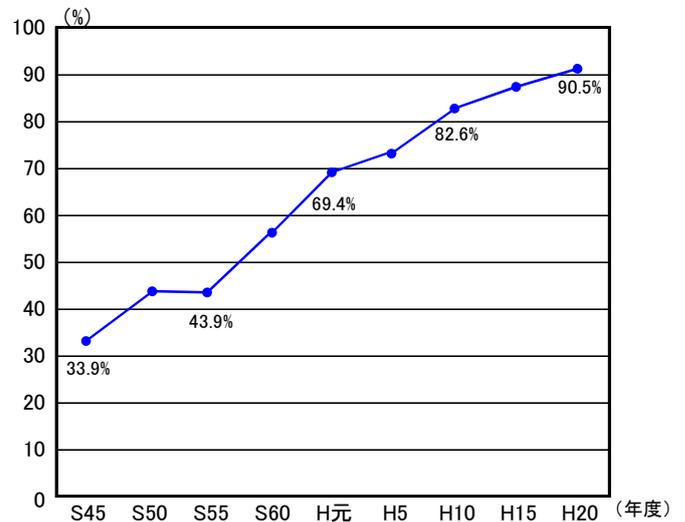
下水道は、市民の安全で快適な生活環境を支えることや、良好な水環境を保全することなど、さまざまな役割が求められています。

本市では、市街化調整区域の汚水整備、浸水対策事業、合流式下水道の改善*を進めています。また、耐震事業にも取り組んでいます。

◆◆◆ これまでの主な取り組み

- 市街化区域*に引き続き、市街化調整区域の汚水整備
- 雨水管・貯留施設及び浸透井の設置などによる雨水整備
- 合流式下水道緊急改善事業の実施
- 所沢処理区の下水を荒川右岸流域下水道*へ切替える準備
- 下水道管渠等の適正な維持管理
- 所沢浄化センターの適正な運転
- 平成21(2009)年度に「地方公営企業法適用基本計画」を策定

■所沢市下水道普及率の推移(人口比)



(資料：下水道維持課)

◆◆◆ 課題の整理

- 地方公営企業法を適用し、経営の効率化を図ること。
- 第2期市街化調整区域の汚水整備を計画的に推進するとともに、第3期整備事業を検討し進めること。
- 合流式下水道緊急改善事業を計画的に推進すること。
- 地震災害時に備えて下水道総合地震対策事業を計画的に推進すること。
- 浸水被害が発生する区域の雨水整備を推進すること。

■小手指貯留施設築造工事(合流式下水道緊急改善事業)



*合流式下水道の改善…雨天時における公共用水域の水質保全のため、貯留施設、スクリーン等を設置すること。
 ※市街化区域…無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域及び市街化調整区域に区分している。市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。(都市計画法第7条)
 ※流域下水道…複数の市町村の下水を都道府県が処理する方式を流域下水道という。所沢市が参加する荒川右岸流域下水道は、10市3町で構成され、和光市にある新河岸川水循環センターで汚水処理をしている。

◆◆◆ 基本方針

761 経営の効率化を図ります

平成25(2013)年度に地方公営企業法を適用し、企業会計方式へ移行することにより、説明責任の向上と、下水道事業経営の効率化を図ります。併せて、公営企業として望ましい組織のあり方について検討を進めます。

また、平成24(2012)年度に所沢浄化センターを廃止し、流域下水道に切替えることにより維持管理費の削減を図ります。

《主な取り組み》

- ・基本計画に基づく所要事務の処理
- ・組織面での関係部署との協議
- ・流域下水道への切替え

762 計画区域の整備を進めます

市街化調整区域の汚水整備については、平成24(2012)年度までの第2期を計画的に進めます。その後の第3期事業については、公共用水域の水質保全のための合流式下水道緊急改善事業、下水道総合地震対策事業、及び雨水整備事業とともに、総合的に検討し進めます。

《主な取り組み》

- ・計画に基づいた進行管理
- ・社会資本整備総合交付金の活用

763 維持管理の充実を図ります

下水道管渠の清掃及び修繕を行い、機能維持を図るとともに、都市下水路についても、しゅんせつ*や除草等を定期的を実施し、適正な維持管理に努めます。

《主な取り組み》

- ・効果的、効率的な維持管理の充実

◆◆◆ 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	年度別目標値			
			H21	H23	H24	H25
下水道普及率	%	90.8	92.0	92.5	92.8	93.0

説明：下水道普及の取り組み状況を示す指標です。

現状値は、平成21年度の所沢市の人口に対する水洗化できる人口の割合です。目標値は、平成26年度までに93%をめざすものです。

※しゅんせつ…水路などの施設は土砂などが流入・堆積すると有効に機能しなくなるので、これらを取り除くこと。

第7章-街づくり

第7節

住宅・住環境

～安心・安全で環境に配慮した住環境づくりを進めます～

◆◆◆ 現況

少子高齢化の進行や人口減少が予測されるなか、ライフスタイル*の多様化、マンション居住者の増加など、住まいを取り巻く環境が変化しています。

また、高齢者や子育て世帯、住宅困窮者などが安心して安全に暮らせる住環境の整備が求められています。

このような背景とともに、これまでの住宅の量の確保から、住生活の安定や質の向上に視点を置いた

住宅施策の構築を図る取り組みが必要となっています。

本市では、住宅ストック*の循環・有効活用の推進に向けて、住まいの耐震性の確保や良好な住環境の形成に取り組んでいます。

また、循環型社会構築のため、太陽光や雨水利用など、自然エネルギーを積極的に活用した住環境整備の推進に努めています。

◆◆◆ これまでの主な取り組み

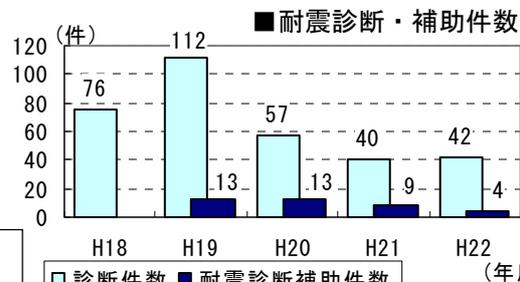
- 市街地再開発事業や土地区画整理事業などの計画的な街づくりの推進による災害などに強い良好な住環境の形成
- 長期優良住宅*の認定により、住生活の向上や環境負荷の低減を図り、長期にわたり良好な状態で使用することができる住宅の普及の促進
- 災害に強く安心・安全な住環境の整備を促進するための住宅の耐震診断相談や耐震診断・耐震改修補助の実施

- 低炭素化*を推進し、地球温暖化を防止するため、太陽光発電システムの設置や同システムが設置された住宅の購入者を対象として「おひさまエネルギー利用促進事業費補助金」を交付
- 分譲マンションの管理に関する相談や情報の提供
- 一定の基準を満たした耐震改修・省エネ改修・バリアフリー改修などを行った場合に、固定資産税の減額を実施
- 住宅に困窮する低所得者に対し、市営住宅を提供

◆◆◆ 課題の整理

- 地球環境に配慮し、循環型社会構築の視点に立った住宅・住環境づくりを継続的に行い、自然エネルギーの有効活用をはじめ、環境負荷の低減を推進すること。
- 災害や犯罪に強い住宅・住環境の整備を図り、安心・安全な住まいを実現する取り組みを推進すること。
- 高齢者や子育て世帯等の住まいの安心を確保するため、住宅のバリアフリー化を促進するとともに、居住者の住生活の安定・向上のため、多様化する住宅需要や新たな社会ニーズに対応した住宅施策を構築すること。

- 増加するマンション居住者への支援を充実させること。
- 市営住宅のストックを有効活用し、長寿命化*を図る取り組みを推進すること。
- 良好な住環境の形成に向け、地域の景観に配慮し、住宅街における緑化推進・保全に取り組むこと



※H22年度は12月末現在
※H22年度の補助件数は受付件数

(資料：建築指導課)

※ライフスタイル…衣食住だけでなく、趣味や娯楽なども含む広い意味での暮らしのあり様をさす。生活そのものの考え方、生活習慣、個人の主義や信条なども表すことがある。
 ※住宅ストック…新規に建設された住宅に対して、既存の住宅を住宅ストックという。
 ※長期優良住宅…耐久・耐震・省エネ性に優れ、数世代にわたって暮らせる住宅。配管等の維持管理や間取りの変更などが容易にできるような一定の措置が講じられたもの。
 ※低炭素化…地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会づくり。
 ※長寿命化…無駄な建物の解体や建替を減らし、建物を長期間に渡り使用できるようにすること。(長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に基づくものである。この法律では、住宅を長期にわたり使用することにより、住宅の解体・除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減するとともに、建替に係る費用を削減することにより、国民の住宅に対する負担を軽減し、より豊かで優しい暮らしへの転換を図ることを目的としている。)

◆◆◆ 基本方針

771 安心・安全で良好な住宅・住環境整備を進めます

高齢者や子育て世帯をはじめ、誰もが長く安心して住み続けられるためには、住む人にやさしい安心・安全な住まいづくりと、自然と調和し環境に配慮した良好な住環境の形成に取り組む必要があります。

そのため、災害・犯罪に強く、バリアフリーや省エネルギー、みどりの保全・景観等に配慮した住宅・住環境の整備を促進します。

また、住宅リフォームや永く良好な状態で使用することができる住宅の普及を促進することにより、住宅ストックの有効活用及び長寿命化を図り、良質な住宅ストックの形成に努めます。

さらに、土地区画整理事業等にあわせて町名地番を整備し、市民生活の利便性の向上に努めます。

《主な取り組み》

- ・環境に配慮した住宅・住環境の整備
- ・災害・犯罪に強い住宅・住環境の整備
- ・高齢者・子育て世帯等に配慮した住宅・住環境の整備
- ・町名地番の整備

■土地区画整理事業により整備された道路



■太陽光パネルを設置した住宅

772 適正な公営住宅運営を行います

市営住宅の空き家募集をはじめ、住宅に困窮する低所得者の居住の安定を図り、良好な住環境を備えた市営住宅を提供するための施策を進めます。

また、市営住宅における現行の管理体制を精査し、管理代行制度への移行を含めた管理手法について研究し、市営住宅運営の効率化を図ります。

さらに、市営住宅の施設面では建替えを含む耐震化や大規模・個別修繕、並びに適切な管理業務等を通じて、市営住宅ストックの有効活用及び長寿命化を図る取り組みを推進します。

《主な取り組み》

- ・市営住宅管理・運営の充実

773 住宅相談・支援の充実を図り、総合的な住宅施策の構築を推進します

住生活の安定の確保及び質の向上を図るため、高齢者や子育て世帯、増加するマンション居住者等が抱える住まいの問題に関して相談体制を整備し、適切な情報提供を行うとともに、多様化する住宅需要や新たな社会ニーズに柔軟に対応した住宅施策を構築して、支援の充実を図ります。

《主な取り組み》

- ・住生活安定・向上の推進
- ・住宅相談窓口の充実

◆◆◆ 計画期間における目標指標

指標名	単位	現状値	年度別目標値				
			H23	H24	H25	H26	
居住環境の満足度	%	H22					
		70.1	現状値以上				

説明：住環境施策の成果を測る指標です。

現状値は、市民意識調査（H22）の設問で、「地域の街並みなどの周辺環境、住宅の広さや採光・通風などの住環境に満足している」と回答した人の割合です。目標値は、現状値以上をめざすものです。